

化学物質過敏症を知っていますか？

化学物質過敏症とは

化学物質過敏症は、微量な環境中の化学物質に接することにより、頭痛、感覚異常、呼吸困難、疲労感など多様な症状が現れる症候群であるとされています。

柔軟剤、香水、タバコ、洗剤、漂白剤、芳香剤、防虫剤、接着剤、塗料、排気ガス、殺虫剤、除草剤など、身の回りにある化学物質が原因となりえます。



治療法が確立していないため、症状を誘発させると考えられる原因物質からの回避が最も有効な対処法と言われています。そのため、患者が安心して生活するためには、社会全体の化学物質過敏症への理解を深める必要があります。

洗剤、柔軟剤、芳香剤、香水などの香りが過度にならないようご配慮をお願いします。

化学物質過敏症へのご理解とご協力をお願いします。



沖縄県 保健医療部 地域保健課



別紙

いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒への対応について

1. 基本方針

- ・医師の診断や助言をふまえ個別に対応する。
- ・学校・家庭・教育委員会が連携し、必要に応じて個別の配慮方針を立てる。

2. 学校生活での配慮例

- ・教室や校舎の換気を十分に行う。
- ・化学物質の放散が考えられるもの（油性ペイント、消臭剤、芳香剤、殺虫剤等）の使用を控える。
- ・教科書は、いわゆる「化学物質過敏症」に対応したものを使用する。

3. 発症時の対応

- ・安全な場所（保健室等）で休養する、または早退する等、児童生徒等の選択を尊重する。
- ・必要に応じて保護者へ連絡し、医療機関を受診する。
- ・発症するまでの当該児童生徒の行動範囲や接触物についての情報把握と記録を行い、管理職・学校医・主治医・保護者等と共有し、原因と対応を検討する。

4. 行事・校外活動等への配慮

- ・事前に活動場所の環境を確認する。
- ・必要に応じて、現地の下見に保護者同伴を依頼する。

5. 周知と啓発

- ・教職員研修を通じて、学校職員の疾病理解を深める。
- ・県及び文部科学省等の啓発資料等を活用する。

【参考資料】

文部科学省「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料」（平成24年1月）